

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している方へ

上山市上下水道課

上下水道料金の納期限を6カ月延長します。

※ 減免は行っておりません。

※ 申請が必要です。

Q どのような方が対象ですか？

A 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難となっている方（個人・法人）が対象です。

Q どのような制度ですか？

A 次のイメージをご覧ください。

【イメージ図】



※ 3月以降請求分の上下水道料金の納期限をそれぞれ6カ月延長します。

※ 一回の申請で延長できる上下水道料金請求月数は6カ月とします。

(例)

申請月 令和4年2月

期限延長する請求月 令和4年3月請求分～令和4年8月請求分

Q どんなメリットがありますか？

A 一時的な資金減への対応となります。

制度としては、主に自営業の方や法人等を対象とした制度です。

なお、生活実態に合わせた納付相談は随時受け付けております。

Q 申請が遅れた場合、既に支払った料金を返却してもらえませんか？

A 恐れ入りますが、その考えはありません。

あくまでも、申請後に納期限が到来する分を延長することになります。